

会議録

会議の名称	平成18年度第8回 西東京市スポーツ振興審議会
開催日時	平成19年2月19日(月曜日) 19時から20時10分まで
開催場所	田無インゲビル第3会議室
出席者	渡邊会長、指田委員、北岡委員、小此木委員、能智委員、三原委員 事務局：東原課長、井上課長補佐、等々力係長、菅野主任
議題	1 平成18年度 西東京市スポーツ振興事業補助金について 2 西東京市スポーツ振興補助金交付要綱の一部改正について 3 西東京市スポーツ施設及び西東京市市民公園グラウンド指定管理者選定委員会設置要綱の改正について 4 その他
会議資料の名称	事前送付資料 19 平成18年度 西東京市スポーツ振興事業補助金の審査結果 20 平成18年度 西東京市スポーツ振興事業補助金額算出表 21 西東京市スポーツ振興事業補助金交付要綱(旧要綱) 22 西東京市スポーツ振興事業補助金交付要綱(案)(改正要綱) 23 西東京市スポーツ振興事業補助金の一部改正 新旧対照表 24 西東京市スポーツ振興事業補助金額改正による比較表 前国会議録 当日配布資料 25 西東京市スポーツ施設等指定管理者候補選定委員会設置要綱 26 西東京市スポーツ施設及び西東京市市民公園グラウンド指定管理者選定委員会設置要綱 新旧対照表
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	

発言者名：
発言内容

会長：

第8回スポーツ振興審議会を開催します。本日は追加の議題があります。最初に資料の確認を行います。

資料確認（省略）

会長：

次に前回の会議録について何かありますか。無ければ第7回スポーツ振興審議会の会議録について承認します。

次に議題1、平成18年度スポーツ振興事業補助金について、事務局より説明をお願いします。

事務局：

西東京市スポーツ振興事業補助金について、事前配布の資料19「平成18年度西東京市スポーツ振興事業補助金の審査結果」に基づき説明します。申請件数は3団体で対象事業は4件です。各事業の対象経費として、旅費・宿泊費を審査して要件を満たしているので、予算額の23万4千円をそれぞれの対象経費の割合で按分して算出しました。1団体の申請額と対象経費の違いがあるのは旅費の計算が違っていたものです。

会長：

事務局の説明に対して、ご意見ご質問はありますか。無いようなので、平成18年度西東京市スポーツ振興事業補助金については、承認します。

次に、議題の第2「西東京市スポーツ振興事業補助金要綱の一部改正」について、事務局より説明をお願い致します。

事務局：

西東京市スポーツ振興事業補助金要綱の一部改正について説明します。資料21が旧要綱、資料22が新要綱案です。資料23が新旧対称表でこれに基づき説明します。大きく変わったところは、第4、第5、第6であり他は文言整理を含めて改正しています。第4の補助対象事業の中で、団体が広く市民を対象に行う指導や要請事業については実体が無いので省略しました。第5の講師育成事業の講師謝礼等の項目も同じく省略しました。第6は補助金の限度額について、大きく変わったもので、各大会毎に限度額以内と定めてあったものを、旅費・宿泊費の合計額の2分の1を基準額として限度額が1万円超える時は1万円とし、市内の団体対象者で2人以上の団体の場合は2万を限度額とします。また、市内団体が3人以上の派遣事業となる場合は3人以上の派遣1人について5千円を加算したものを市内団体の限度額とするものです。定額による改正で申請時に申請者の補助額が明らかになり、申請後速やかに決定を行うことが出来るようになります。また申請後直ちにスポーツ振興審議会に諮り決定することができます。次に第8以下については教育委員会を經由して市長に対して補助金の申請等を行うように改めました。また、補助金の申請等一連の手続きで第15補助金額の確定等が省略してありましたものを追加しております。

会長：

説明が終わりました。これについてご質問はありますか。

委員：

第6のところでは限度額等の2分の1以内で市民の補助対象者の場合とあるのは、今年度の4団体の場合は市民の補助対象者に該当すると思われませんが、市内団体とはどのようなものですか。

事務局：

市民とは1人の場合で2人以上の場合は団体となります。18年度対象の4件は全て団体です。そのことについては第3の補助対象者で規定しています。

委員：

改正により定額制になる事でのメリットは何ですか。

事務局：

現行は、予算額を限度として按分で行っていたため、1月までの全ての申請を待たないと決定することが出来なかったものを、申請者が申請時に補助額が分かること、また、審査後にスポーツ振興審議会の承認を受ければ大会に参加する前に補助金を交付することも可能になり、そして、補助額の偏りを解消することにもなります。

委員：

多人数で遠くに行く団体の補助が少なくなって、少人数で近場に行くものが大きくなるのではないですか。前年度の申請した団体は何件でしたか。

事務局：

割合ではそうなりますが、今までは申請時に補助額がわからなかったものが、申請の段階で補助額が分かるようになります。今年度は4団体でした。昨年度は7団体です。平成19年度の予算要求は、今までの事例から算出し限度額を若干上回る額の措置を予定しています。

会長：

対象が一定の団体に固定化していることも問題であると思いますが、どうでしょう。

事務局：

これはスポーツ振興基金条例に基づく基金ですが、取り崩しが出来ない規定であり、基金から生じる益金はスポーツ振興事業に運用できることになっております。以前は益金は十分ありましたが、低金利時代に入ってから多くが一般会計からの持ち出しで行っていたものです。今回の改正により非現実的な補助額を明確にし、ホームページや市報等で分かりやすくすることで申請が容易に出来るようになります。また、特別な場合は他の自治体が行っているような方法で対応を考えたいと思います。

会長：

この制度は今後、継続して検討し考慮すべきと考えます。そういう条件を付けて今回は承認したいと思います。それでは次の議題に入ります。

事務局：

追加された議題3の西東京市スポーツ施設及び西東京市市民公園グラウンド指定管理者候補選定委員会設置要綱の一部改正に関しては、資料26の新旧対照表に基づき説明します。この要綱は西東京市スポーツ施設等指定管理者候補選定委員会設置要綱と名称が変更になります。第1で旧要綱の中には地方自治法の規定がもれていたものを追加しました。第2は文言の整理をおこないました。第3は組織については委員の削除と追加があり、スポーツ振興審議会委員の代表者が追加されています。

第4「任期の変更」については市長に委任されてから候補者の選定までと改めております。第9「禁止事項」についても改正があります。適用日は平成19年4月1日です。

会長：

以上説明が終わりました。質問がございませうか。次はスポーツ振興審議会の代表についてどのように選ぶか、審議していただきたいと思います。これについては期限がありますか。

事務局：

要綱の改正の承認を頂いてから、別途にお願いをする予定でした。この要綱は財団を平成18、19年度指定管理者としたときの平成17年7月に施行され今回改正になるもので、平

成20年度以降は指定管理者の期限は5年間に変更するものです。公募するための委員の任期は応募する団体が決まるまでの今年の10月ぐらいまでで、委員会は3,4回の開催を予定してまして、4月に開かれる第1回の選定委員会の前に調整をしていきたいと思います。

会長：

説明がありましたが、各委員からの意見を出していただき、ある程度方向性を出して行きたいと思いますのでご意見をお願い致します。

委員：

指定管理者は5年ごとに変わるのですか、また変わる場合に委員会はどうなりますか。

事務局：

指定管理者の期間は5年ごとに変わる予定です。多くの自治体が5年であり、5年後は新たに選定委員会設置要綱を設置することとなります。

委員：

西東京市で指定管理者が決まって始動しているサービスはありますか。

事務局：

まだありません。今議会ではこもれびホールの団体が1社決まって協定書の詰めを行っています。実際に行うのは平成20年4月からです。また、アスタの市営駐車場が決定しています。

会長：

生活文化課が管理している集会場について全部指定管理者になるのですか。

事務局：

生活文化課所管の集会所についてはNPOや自治会のような団体であればよいということのようです。東伏見のコミュニティセンターは地域の団体が行います。最終的に市が直営で行うのは市民会館とコール田無です。

委員：

第2の2規定はいらぬのではないですか。また、第5の3第2号は1号ではないですか。

事務局：

訂正いたします。

委員：

助役が委員会から外れているのはなぜですか。

事務局：

助役は財団の理事長であるために外してあります。

委員：

この項で、スポーツ振興審議会の正式名称は西東京市スポーツ振興審議会ではないですか。

事務局：

そのように訂正いたします。

委員：

選定委員を決めるのは事務局と会長で候補を出して、本人が了承すればそれで決定ということでもいいと思います。

会長：

委員の代表として私が出ますが、課長と調整をします。

事務局：

4月上旬頃までには決めて下さい。

この要綱の訂正は3箇所とします。

会長：

次回の3月の会議は休会とします。特になければ本日の委員会を閉じます。